

新	旧
<p>第1 免状に関する事務処理要領</p> <p>2 免状の交付</p> <p>(5) 免状の交付を受けている者に対して、既に交付を受けている免状（以下「既得免状」という。）とは異なる種類等の免状（以下「他種類免状」という。）を交付する場合の取扱いは、次によること（規則第33条の4の2）。</p> <p>イ 新免状には、既得免状の記載事項を転記すること。この場合、免状表面の該当欄には、既得免状の交付年月日、交付番号（既得免状の交付番号が5桁をこえている場合にあっては、その交付番号の下5桁、下5桁では識別が困難なものにあっては、新免状の交付番号（5桁）の頭部1桁を使い、適宜記号等を冠することによって表示しても差し支えない。）及び交付知事を、裏面の消防設備士講習の受講状況欄には、各講習区分ごとに、最新の消防設備士講習の受講年月日及び講習実施機関を転記し、当該転記を行った知事（新免状の交付知事）の証印を押すこと。ただし、免状が容易に改ざんされないような方法で作成された場合には、証印を省略することができること。この場合においては、証印欄に「省略」と記入すること。</p> <p>なお、写真に係る書換え以外の書換えを既に行っているものについては、書換え後の記載事項を転記すること。</p> <p>3 免状の書換え</p> <p>(3) 他の都道府県知事から交付を受けている免状（当該免状の所持者に対し自らも免状を交付している場合を含む。）（以下「他知事交付免状」という。）を書き換えたときは、別記様式第1による消防設備士免状書換通知書をもって、その旨を当該免状の交付知事に通知すること。ただし、写真に係る免状の書換えを行った場合並びに書換知事が免状書換簿の作成及び保存を6(7)に基づき電磁的方法により行う場合において、交付知事が書換知事の免状書換簿を何時でも閲覧でき、かつ、書換えを行ったことを容易に知りうる場合にあっては、この限りでないこと（規則第33条の6の2）。</p> <p>4 免状の再交付</p> <p>(3) 免状の再交付を行う都道府県知事は、他知事交付免状について再交付申請がなされたときは、別記様式第2による消防設備士免状再交付照会書をもって、当該免状の交付知事に照会した後、その再交付を行うこと（規則第33条の7の2）。ただし、交付知事が免状台帳の作成及び保存を6(7)に基づき電磁的方法により行う場合において、再交付知事が交付知事の免状台帳を何時でも閲覧できる場合にあってはこの限りでないこと。</p> <p>また、再交付に係る照会をした後、実際には再交付を行わなかったときは、当該照会をした交付知事に対し、その旨通知すること。</p>	<p>第1 免状に関する事務処理要領</p> <p>2 免状の交付</p> <p>(5) 免状の交付を受けている者に対して、既に交付を受けている免状（以下「既得免状」という。）とは異なる種類等の免状（以下「他種類免状」という。）を交付する場合の取扱いは、次によること（規則第33条の4の2）。</p> <p>イ 新免状には、既得免状の記載事項を転記すること。この場合、免状表面の該当欄には、既得免状の交付年月日、交付番号（既得免状の交付番号が5桁をこえている場合にあっては、その交付番号の下5桁、下5桁では識別が困難なものにあっては、新免状の交付番号（5桁）の頭部1桁を使い、適宜記号等を冠することによって表示しても差し支えない。）及び交付知事を、裏面の消防設備士講習の受講状況欄には、各講習区分ごとに、最新の消防設備士講習の受講年月日及び講習実施機関を転記し、当該転記を行った知事（新免状の交付知事）の証印を押すこと。</p> <p>なお、写真に係る書換え以外の書換えを既に行っているものについては、書換え後の記載事項を転記すること。</p> <p>3 免状の書換え</p> <p>(3) 他の都道府県知事から交付を受けている免状（当該免状の所持者に対し自らも免状を交付している場合を含む。）（以下「他知事交付免状」という。）を書き換えたときは、別記様式第1による消防設備士免状書換通知書をもって、その旨を当該免状の交付知事に通知すること。ただし、写真に係る免状の書換えを行った場合にあっては、この限りでないこと（規則第33条の6の2）。</p> <p>4 免状の再交付</p> <p>(3) 免状の再交付を行う都道府県知事は、他知事交付免状について再交付申請がなされたときは、別記様式第2による消防設備士免状再交付照会書をもって、当該免状の交付知事に照会した後、その再交付を行うこと（規則第33条の7の2）。</p> <p>また、再交付に係る照会をした後、実際には再交付を行わなかったときは、当該照会をした交付知事に対し、その旨通知すること。</p>